

## 借入(リース) 物件仕様書(自動車)

## 1 車種等

|        |   |
|--------|---|
| 車種     | 標準キャブ型ダンプ、2ドア、リヤはダブルタイヤ、右ハンドル<br>車両総重量5t未満 土砂等積載可   |
| ミッション  | 5速MT  |
| 台数     | 1台  |
| 総排気量   | 4000cc以上  |
| 乗用定員   | 3人  |
| 燃料     | 軽油 (走行に軽油以外を必要としないこと)   |
| ドア数    | 2枚  |
| 車体カラー  | ① 塗料はハイソリッドラッカーを使用し車両全体を黄色(日本塗料工業会標準色G4-346、標準色の改正があった場合はこれに相当する色)を用い、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。ただしタイヤホイールは塗装せず純正のまま。<br>② 前面、両側面と後面に幅15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける。<br>③ フロントバンパー及びテールゲート下部に白と赤のストライプを公安委員会の道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する。   |
| 指定文字等  | 荷台の白帯に「道路維持作業車」(1文字13cm×13cm)と記入し、両側ドアの白色帯下部分に「(ハママーク)横浜市」(1文字13cm×13cm)及び「都筑土木事務所」(1文字6cm×6cm)と記入。全て黒色丸ゴシック体で記載する。   |
| 最大積載量  | 2t以下  |
| 荷台     | ① ダンプ三方開き、表面鉄板張り、後部は中間ピン付き、低床式(床面地上高845mm以下)とすること。<br>② 荷台床面の板厚は6.0mm以上とすること。<br>④ 後部あおりロックはレバー式とすること。<br>⑤ 鳥居上部枕木/角出量有効150mm程度とすること。<br>⑥ スコップ掛けを荷台前壁へ取り付けること。(受け枠付き)<br>⑦ 荷台両側裏面と両側あおりへロープフックを取り付けること。(片側荷台下5個、あおり3個程度)(詳細別途協議)<br>⑧ LED作業灯を荷台前壁両端へ取り付けること。(保護棒付き)<br>⑨ 左ホイールベース間へSUS製の工具箱を取り付けること。<br>⑩ 導板掛け<br>⑪ 丸棒ステップ(荷台下部の前後左右 計4か所) |
| キャビン   | 標準キャブ標準ボディとし車両法に定める保安基準により作成し、乗員座席はビニールレザー張りとする。床はラバーマットを敷く。  |
| 散光式回転灯 | 黄色LED散光式警光灯(パトライトAZF-M1LB-Y又は同等品)を屋根に取り付け、運転席助手席ともに点滅操作できる位置にスイッチを設置すること。   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| シャシ装備                | ① エアコン<br>② AM・FM ラジオ<br>③ 時計<br>④ バックブザー<br>⑤ 左右サイドバイザー<br>⑥ パワーステアリング<br>⑦ エアバッグ（運転席・助手席に設置）<br>⑧ ABS（アンチロックブレーキシステム）<br>⑨ 電動格納ミラー（左右独立スイッチ）<br>⑩ パワーウィンドウ（運転席・助手席に設置）<br>⑪ 室内灯（ルームミラー付近に設置）<br>⑫ サイドバンパー<br>⑬ 牽引フック（車両前後に設置）<br>⑭ フロントアンダーミラー<br>⑮ サンバイザー（運転席・助手席に設置）<br>⑯ 消火器（ABC 消火器 1 kg）<br>⑰ タイヤチェーン一式<br>⑱ 車止め（運転席側へ 2 個取り付け）<br>⑲ ドライブレコーダー（コムテック製 DC-DR412 同等品以上）<br>⑳ ETC（セットアップ含む）<br>㉑ キー4本<br>㉒ カーナビ（パナソニック CN-RE06D 又は同等品以上）<br>㉓ バックアイカメラ（カーナビ連動タイプ）<br>㉔ スペアタイヤ（納車時に納品） |
| 例示車種                 | 日野デュトロ リヤダンプ  |
| 横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針 | 適合 ・ 非該当または不適合でも可（どちらかに○）   |
| その他参考事項              | 現在の使用状況 : 年間走行距離 7,000km  |
|                      | ドライバー状況 : 複数人   |
|                      | 九都県市指定低公害車 : 適合   |
|                      |   |

- 2 物品納入期限 令和3年12月3日
- 3 借入期間（本年度分） 車両登録日（令和3年12月1日）から令和4年3月31日まで
- 4 借入月数（本年度分） 4ヶ月
- 5 総賃貸借期間 7年間  
及び最終日 令和10年11月30日
- 6 物品保管場所  
所在地 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1  
名称 横浜市都筑土木事務所  
TEL 045-942-0606

## 7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、借入人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については、借入人の負担により借入人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

## 8 発注担当課

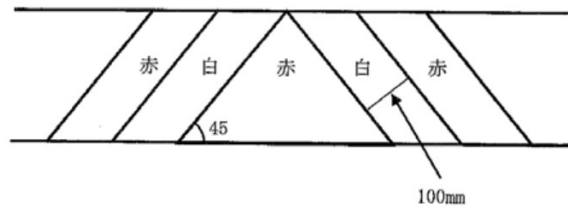
所在地 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

担当者 都筑区都筑土木事務所 TEL : 045-942-0606

米村 FAX : 045-942-0809

別添①

フロント・リアバンパー  
ストライプ仕様



○本市徽章

明治 42 年 6 月 5 日  
告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム  
地質 白  
徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70  
線幅ハ横ノ 100 分ノ 8  
線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1